平成２３年（フ）第６４号
兵庫県宝塚市青葉台１丁目１番７―136号
債務者　赤丸　勝枝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県伊丹市南本町７丁目１番12号
債務者　石原　千代
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５６号
広島県福山市春日町７丁目３番７号　高橋住宅12号、旧住所広島県福山市坪生町南１丁目12番16号
債務者　岡崎　良子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前８時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８号
高知県土佐清水市加久見1154番地２
債務者　宮本　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１２号
福島県西白河郡西郷村大字米字うつぎ窪13番地４　ストークホーム５―101
債務者　齋藤こづえ
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
名古屋市守山区西城２丁目８番27号　宝マンション小幡301号
債務者　小野さゆり
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森61番地８　ハウスあっぷるＢ棟102号
債務者　平野　雅子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３２号
青森県弘前市大字兼平字林元15番地５
債務者　成田　章太
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６３７号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住３―119号
債務者　東川惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７号
神戸市北区藤原台南町３丁目２番16―110号、従前の住所神戸市北区藤原台南町４丁目28番16―102号
債務者　宮﨑　康之
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
神戸市東灘区御影石町３丁目10番24号チャリティー御影201号
債務者　工藤　　助
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４号
神戸市長田区久保町８丁目６番11号
債務者　原田　篤人
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０号
神戸市北区花山東町２番14―205号
債務者　嶋田　昭美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
神戸市須磨区西落合４丁目１番224―501号
債務者　大山　一彦
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―1428号、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町２丁目２番１―49号
債務者　坂口奈保美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９０８号
大阪府門真市下馬伏町６番１―２Ｄ号
債務者　上田昇子こと　康　　昇子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部